

令和4年9月教育委員会定例会会議議事録

- | | | | |
|---------|----------------------|-------|--|
| 1 招集年月日 | 令和4年9月22日（木）午前10時00分 | | |
| 2 招集場所 | 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室 | | |
| 3 出席者 | 教育長 | 大場健哉 | |
| | 教育長職務代理者 | 大森佳彦 | |
| | 二番委員 | 遠藤一幸 | |
| | 四番委員 | 長田聡子 | |
| 4 出席職員 | 教育部長 | 遠藤紀雄 | |
| | 教育総務課長 | 佐野仁美 | |
| | 学校教育課長 | 穴澤正志 | |
| | 生涯学習課長 | 佐藤洋 | |
| | 文化課長 | 伊藤博之 | |
| | 中央公民館長 | 田中勲 | |
| | 学校教育課主幹 | 外島誠司 | |
| | 文化課主幹 | 鈴木美智子 | |
| | 教育総務課長補佐 | 塚原和憲 | |
| | 学校教育課長補佐 | 高橋亮慈 | |
| | 生涯学習課長補佐 | 赤城孝夫 | |
| | 文化課長補佐 | 高畑知史 | |
| | 中央公民館長補佐 | 中村美恵子 | |
| 5 閉会 | 午前11時25分 | | |

1 開会
2 会期の決定
3 書記の指名

教育長 みなさんおはようございます。
 本日は高橋委員が欠席であります、他につきましては全員おそろい
 いですので、ただいまより令和4年9月教育委員会定例会を始めてま
 いります。
 続いて、会期の決定に移りますが、会期につきましては本日1日と
 してよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>
教育長 異議なしということでありますので、会期につきましては本日1日
 といたします。

 続きまして、書記の指名ですが、教育総務課長補佐を指名いたしま
 すがよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>
教育長 異議なしということでありますので、書記につきましては、教育総
 務課長補佐を指名いたします。

4 会議録の承認

教育長 続いて、会議録の承認であります、お手元に7月と8月の定例会
 の会議録があると思いますが、この内容等につきまして何かございま
 したらお願いいたします。

長田委員 7月の議事録ですけれども、1ページ目、2ページ目に私の発言が
 あるのですが、曖昧な指示代名詞「そういうふうに」ということをず
 っと乱用しておりまして、大変分かりにくい文章になっているかと思
 います。その不要なところを削除して、言葉を書き直したものを後で
 事務局のほうにお渡ししたいと思いますので、ご承認いただければあ
 りがたいと思います。また、その後で会議録というふうに3回言っ
 ているのですけれども、その前のところでは議事録というふうに申し
 ておりますので、その辺りも統一して議事録というふうにさせていただ
 きたいと思います。

 何回も議事録の在り方についてのお話はあったと思うのですけれ
 ども、やはり一番懸念していたことがこういうことで、発言を文章に
 してしまうと、分かりにくくなってしまう場合があるので、議事録に

上げていただくときは、不要の重複されたような文言は削除するなど配慮をしていただけると、大変ありがたいなと思っています。

発言については自分でも十分に気をつけていきたいと思います。よろしく願いいたします。

教育長

この件について、何か事務局のほうではありますか。

教育総務課長

議事録に関しましてご意見いただきまして、ありがとうございます。今ご発言ありまして、何度か重複があるというようなことなので、その部分については整理のほうさせていただきたいと思います。議事録につきましては、これまでどおり事務局で委託により作成しているのですけれども、その内容で載せるというところはやらせていただくということですが、今おっしゃったように何度も同じような発言が出てくるような部分に関しましては、そこはこちらのほうで調整させていただきたいというふうには考えております。

長田委員

別件で8月の議事録なのですが、9ページ目の発言者の書き方なのですが、今回、大森委員のところを大森教育長職務代理者というふうに出てきていまして、その下も教育長職務代理者という記載の仕方になっています。今までは大森委員という書き方であったり、昨年度のものを拝見しても特に教育長職務代理者という書き方はなかったと思いましたので、今回こういうふうにされたのは何か意図があったのか、また今後そのようにしていきたいというお考えなのか、その辺を伺いたいと思います。教育長のご発言の中には確かに大森教育長職務代理者というふうな言い方がされていたので、その辺りもあるのかなと思い、お伺いしたいところです。

教育総務課長

これまでも、議事録の件で少し見直しも検討しているという話の中で、7月、8月の議事録を今回お出ししたところでございます。それで、最終的にはこの議事録のほうに署名ということでしていただくわけなのですが、その欄には職名ということで教育長、教育長職務代理者、委員というふうな記載がございますので、この件に関しましては教育長職務代理者というように整理をしたいというふうに事務局のほうでは考えております。

長田委員

では、今後ずっとこういう教育長職務代理者という書き方になるということですね。

教育総務課長

そのとおりでございます。

教育長

他にございますでしょうか。

遠藤委員

7月の会議録の中で9ページです。私の発言で「今回、まだ22クルーだと」というところを「今回、22クルーの参加申込みだとする」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

教育長

遠藤委員の発言の中で「まだ22クルーだと」というところを「22

クルーの参加申込みだと」ということですね。修正お願いいたします。
ほかにございますでしょうか。

長田委員

何回も申し訳ありません。先ほどお話ししました7月の議事録の2ページ目のところなのですけれども、上のところ2行目、3行目ののですが、収集委員会のメンバーのところを郡山の美術館の館長さん、福島県の館長さんというふうに言ってしまったのですけれども、実際は郡山市立美術館の館長さん、それから福島県のほうは福島県立美術館の専門員の方だったので、美術館の方、館長さんというところを訂正させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

教育長

2ページの3行目のところ、福島県の館長さんというところを館長さんではないということですね。他にございますか。

各委員

<なし>

教育長

では、特にないようでありますので、会議録については、今修正点はありましたが、それも加味した中で承認したいと思います。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長

続いて、5番の報告事項のほうに移ります。(1) 行事等の報告、(2) 教育長の報告がありますが、(1)(2)も含めて加筆訂正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆訂正ございませんので、よろしくをお願いいたします。

教育長

では、加筆訂正なしということでありますので、(1)の行事等の報告に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

では、1ページお開きいただきたいと思います。

行事等の報告についてでございますが、前回、8月の定例会開催日の8月18日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり11件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

教育長

それでは、1ページにありますように行事等の報告の内容については8月18日から9月16日までの以上の中身であるということですが、ここにつきましてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

各委員

<なし>

教育長

それでは、特にないようでありますので、行事等の報告についてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第14号 共催及び後援の承認について

- 教育長 続いて、(2)の教育長の報告、報告第14号を取り上げます。共催及び後援の承認についてということで事務局より説明をお願いいたします。
- 教育総務課長 2ページ、お開きいただきたいと思います。
- 報告第14号共催及び後援の承認についてでございますが、8月定例会以降、共催を2件、後援を11件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。
- なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。
- 内容等につきましては、所管課から説明をいたします。
- 学校教育課長 それでは、3ページをお開きください。
- 学校教育課の共催1件についてご報告を申し上げます。
- ナンバー1、令和4年9月15日、喜多方プラザ文化センターにて実施されました令和4年度第62回全会津小中学校音楽祭（第二部合奏）の共催申請があり、これを承認したことをご報告申し上げます。
- 学校教育課は以上であります。
- 生涯学習課長 次に、生涯学習課所管分の共催1件と後援6件についてご説明申し上げます。
- まず、ナンバー2の共催でございますが、事業名につきましては令和4年度福島県高等学校新人体育大会ソフトボール競技で、開催日につきましては10月15日から17日の3日間で、会場は押切川公園スポーツ広場となります。以下、記載の内容でございます。
- 次、後援についてご説明申し上げます。
- まず、ナンバー1の後援でございますが、事業名につきましては令和4年度福島県高等学校新人体育大会会津地区大会で、開催日につきましては8月12日から12月20日までの4カ月間で、会場は市内各施設及び会津若松市の各施設となります。以下、記載の内容のとおりでございます。
- 次に、ナンバー2の後援でございます。事業名はLet's enjoy English!～海外の方と楽しく話そう!～で、開催日につきましては10月1日、会場は中山森林公園もりっこの里キャンプ場となります。この事業につきましては、市内中学生を対象に、外国人との共同作業を通じて英語でコミュニケーションを取りながら英語や外国文化を学ぶ事業となります。以下、記載の内容のとおりでございます。
- 次に、ナンバー3の後援でございます。事業名につきましては第3

回喜多方ボーイズVICTORYカップで、開催日につきましては10月8日、会場は押切川公園野球場と押切川公園自由広場となります。この事業につきましては、学童ソフトボール大会になります。会津地区16チームが参加して行われる大会となります。以下、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

ナンバー4の後援でございますが、事業名につきましては子供と家族の未来を考えるマネー講座でございます。開催日につきましては10月21日ほか3日間となりますが、会場はオンラインZ o o mでの開催となります。この事業につきましては、子供たちが安心して教育を受け続けることができるよう経済的支援情報や教育支援情報など、この講座を通じて学んでもらうものになります。以下、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー5の後援でございます。事業名につきましては第14回全国水源の里シンポジウムになります。開催日につきましては10月27日、28日の2日間で、会場は喜多方プラザほかということでございます。以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー6の後援でございます。事業名は飯豊連峰写真展・講演会で、開催日につきましては写真展が11月2日から6日までの5日間、講演会が11月6日となります。会場は写真展、講演会ともにいわき市文化センターとなります。この事業につきましては、飯豊連峰の写真や講演会を通じまして飯豊山の自然や歴史、文化について広く魅力を発信する事業となります。以下、記載のとおりでございます。

生涯学習課所管分は以上でございます。

文化課長

では、文化課分をご説明いたします。

後援のナンバー7、事業名があつしおかのう文化祭、申請者はあつしおかのう文化祭実行委員会会長、開催日等は記載のとおりであります。なお、内容につきましては文化作品の展示、芸能発表などであります。

続きましてナンバー8、事業名が塩川町文化祭、申請者は塩川町文化祭実行委員会委員長、開催日等は記載のとおりであります。こちらの内容につきましては、作品の展示、芸能発表、そばの会出店などあります。

続きましてナンバー9、事業名がただいま！そして、ありがとう！小椋あかりコンサートin会津、申請者はPower of the future代表岩佐浩子氏であります。開催日等は記載のとおりであります。なお、この申請団体につきましては、その団体の会員の方のゆかりのある地域または被災地等でのイベントを開催していると

いうものでありまして、事業名にもあります小椋あかりさんにつきましては、北塩原出身というものでございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

ナンバー10、事業名が会津シンフォニック・アンサンブル第44回定期演奏会、申請者は会津シンフォニック・アンサンブル渡部稔氏でございます。開催日等は記載のとおりであります。

続きましてナンバー11、事業名がたかさとまち文化祭、申請者はたかさとまち文化祭実行委員会委員長、開催日等は記載のとおりであります。内容につきましては、作品の展示などであります。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より共催2件、後援が11件について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

各委員

<なし>

教育長

特にないということですので、報告第14号についてはこの程度といたします。

報告第15号 喜多方市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について

教育長

続いて、報告第15号喜多方市立学校における学校運営協議会委員の委嘱についてを申し上げますので、説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、6ページをご覧ください。

報告第15号喜多方市立学校における学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱についてであります。

喜多方市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第8条の規定に基づき、喜多方市立学校における学校運営協議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

1、解嘱委員、2、解嘱年月日、3、委嘱委員、4、委嘱年月日、5、委嘱期間につきましては、次ページをお開きください。それぞれ学校ごとに異なり、7ページから13ページまでの記載のとおりとなります。なお、12ページから13ページまでの熱塩加納地区、山都地区、高郷地区につきましては、小中学校合同による協議会となっております。

以上であります。

教育長

それでは、今説明ございましたが、この内容につきましてご意見、

ご質問ございましたらお願いいたします。

長田委員

人数についてお伺いしたいと思うのですが、学校運営協議会の規則で15人の範囲内というふうにありましたけれども、今回、駒形小学校さんなどは6名も人数が増えていて、いろんな立場の方がご協力くださって大変ありがたいことだなと思っているのですけれども、学校や地域の実情に応じて人数は様々かと思いますが、少ないところは何人ぐらいということになっているのでしょうか。

学校教育課長

C Sの委員につきましては、規定では15名ということで進めております。大体少ないところだと、駒形小学校で6名程度となっております。それ以外におきましては10名以上全て確保できているところで、今後こうしたところにおきましてもやはり人数等確保しながら様々なご意見を頂戴していきたいと思っております。

長田委員

ありがとうございます。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

<なし>

教育長

それでは、特にないようでありますので、報告第15号についてはこの程度といたします。

報告第16号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について

教育長

続いて、報告第16号に移ります。

喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてを上げます。事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

報告第16号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてご説明申し上げますので、14ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告申し上げます。

団体名につきましては喜多方市青年団体連絡協議会で、代表者名、所在地、認定取消日につきましては記載のとおりでございます。認定の取消事由といたしましては、会員が減少したことによる認定の取消ということでございます。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第16号の内容につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員

<なし>

教育長 では、特になくありますので、報告第16号についてはこの程度といたします。

報告第17号 喜多方市スポーツ推進委員の解嘱について

教育長 続いて、報告第17号に移ります。
喜多方市スポーツ推進委員の解嘱についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 続きまして、報告17号をご説明申し上げます。
15ページをお願いいたします。
報告第17号喜多方市スポーツ推進委員の解嘱についてでございます。喜多方市スポーツ推進委員設置規則第4条第2項の規定に基づき、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり解嘱しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告申し上げます。

解嘱する委員の氏名、住所、解任の年月日につきましては記載のとおりでございます。理由といたしましては、本人からの辞任届の提出に伴いまして、スポーツ推進委員を解嘱するものでございます。
説明は以上でございます。
教育長 ありがとうございます。

では、ただいまの内容につきましてご意見等ございましたらお願いいたします。

各委員 <なし>

教育長 特にご異議等ないということですので、報告第17号についてはこの程度とします。

報告第18号 喜多方市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について

教育長 続いて、報告第18号に移ります。
喜多方市立中学校部活動指導員設置要綱の制定についてということで、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 次に、報告第18号についてご説明申し上げますので、16ページをお願いいたします。

喜多方市立中学校部活動指導員設置要綱についてでございます。
こちらにつきまして、下記のとおり制定しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

この要綱についてであります、市内の中学校における部活動の指

導体制の充実を図るため、部活動指導員の設置に関する必要な事項を定めたものになります。

まず、この要綱の設置に至った経緯でございますが、この事業につきましては、9月議会におきまして予算議案という形でご提案させていただいたところですが、こちらについては、国が示します持続可能な部活動と教師の負担軽減や部活動の環境整備を図るため、具体的な方策といたしまして、休日の中学校部活動における段階的な地域移行ということで、こちらを令和5年度から3年かけて実施するもので、新たに中学校の部活動に部活動指導員を派遣する事業となります。

令和5年度から本格事業を実施するにあたりまして、令和4年度に暫定的にモデル事業を実施いたしまして、地域部活動の移行を加速化させるため、この要綱を制定いたしました。

現在、会北中学校、山都中学校、高郷中学校におきましては常設の部活動が3つという状況でございます、あわせて外部コーチの配置がなく、市外地の中学校と比べると部活動の選択枠が少なくなることから、地域格差を少しでも解消するため、今年度については会北中学校と高郷中学校の2校で事業を実施したいというふうに考えてございます。

次に、要綱の内容についてご説明申し上げますので、17ページをお願いいたします。

まず、第1条でございます。第1条につきましては趣旨について定めたものでありまして、部活動指導員に関し、その職務の内容に必要な事項を定めたものとなります。

第2条でございますが、第2条につきましては定義について定めているもので、指導員は、教育委員会が指定する中学校において指定された部活動の専門的技術に関する指導員としてございます。

第3条ということで、こちらにつきましては任用について定めているものでございます。指導員につきましては、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、指定された部活動の競技団体の長または指定校の校長から推薦された者の中から、教育委員会が任用するものとしてございます。内容については記載のとおりでございます。

第4条でございます。第4条につきましては職務について定めているもので、指導員は、配置校において学校長の指示により次に掲げる職務に従事する者ということとしております。(1)といたしまして、部活動の専門的技術の指導に関すること。(2)といたしまして、生徒の安全管理に関すること。(3)といたしまして、学校外での活動に帯同した指導に関すること。(4)としまして、前3号に掲げるもののほか、教育委員会及び学校長が必要と定める活動に関することと

してございます。

第5条につきましては服務について定めているもので、指導員はその職務を誠実公正に遂行しなければならないとしてございます。第2項では、守秘義務と個人情報について定めているもので、指導員は職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならないとしてございます。第3項では、指導員はこの要綱に定めるもののほか、教育委員会の指示に従わなければならないとしてございます。

第6条につきましては任期について定めているもので、指導員の任期につきましては1年を超えない範囲内とするものとしてございます。

次ページをお願いいたします。

第2項でございますが、任期の延長について定めておりまして、前項の任期における指導員の活動状況が良好であったと認めるときは、当該指導員の任期を延長することができるとしてございます。第3項につきましては、解任について定めているもので、前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、任期中といえども解任することができるとしてございます。

第7条につきましては報償について定めているもので、指導員の報償は、1時間につき1,600円としてございます。第2項につきましては旅費について定めているもので、指導員がその職務のため、指定校に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給するものとしてございます。

第8条につきましては雑則について定めているもので、この要綱に定めるもののほか指導員の職務に関し必要な事項は別に定めるものとしてございます。

附則といたしまして、この要綱は令和4年9月15日から施行したいとするものとしてございます。

説明は以上でございます。

教育長

それでは、説明がありましたが、この内容等につきましてご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

長田委員

お尋ねです。今年度から会北中学校がダンス、そして高郷が琴というふうに向っておりましてけれども、段階的にということで、これは指導員ということに来ていただいて、学校の先生は顧問という形では一緒につくのでしょうか。そして休日などの大会や外部の活動のときには指導員だけでなく先生も一緒に行かれることになるのか、全くお任せすることになるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

そして、保護者の方、また生徒さんについても安全ということが一

番の懸念されることだと思うので、その辺もよく連絡を取っていただいて、万全を期していただきたいというふうに思っています。

生涯学習課長

1点目でございます。学校の顧問の関係でございますが、こちらにつきましては、指導員をこちらのほうで派遣するような形になりますが、現時点では学校の顧問も一緒に併せて活動していただくというふうなことで考えてございます。今の段階では指導員という形で考えてございますので、その後、指導員ではなくもうちょっと1ランク上げた形で、学校の先生がいなくてもできるような環境になれば、より先生の手間というか、そちらのほうも減るのかなというふうに考えておりますので、今の段階では、学校の顧問も一緒について活動していくというふうな形で想定してございます。試合に関しても同様の形で考えてございます。

長田委員おっしゃったように事故とか怪我とか、その安全対策について、もちろん懸念されることでございますが、こちらについては部活動の管理内、管理外ともに保険を掛けてございますので、万が一事故、怪我があった場合は、例えば学校の部活動の範囲内であれば災害共済給付金という制度がございまして、そちらのほうに該当になるということでございます。それ以外に、例えばその部活動管理下以外でもPTAの互助会保障制度というものがございまして、いずれにせよ、事故、怪我等においてはこういった保険のほうも活用できるというふうなことで、もちろん怪我があってはならないことでありますので、その辺については指導員の育成、外部コーチについても専門のコーチを検討してございます。コーチについては日本スポーツ協会公認スポーツ委員という形で想定してございますので、そういった怪我、事故等には十分留意していただいて活動をしてもらうというふうなことで、現在のところ想定しています。

教育長

では、他にございますでしょうか。

あわせて卓球のことなども説明したらどうでしょうか。

生涯学習課長

今年度、会北中学校と高郷中学校においては、スポーツの部分については卓球という形で実施いたします。こちらについては、週1回で月4回の10月から2月にかけて実施したいというふうに考えてございます。なので、大体20回程度になろうかと思えます。

その他、会北中学校については剣道とダンスを実施したいということで、こちらについては総合学習において月1回で10月から実施できればなんですけれども、大体月1回で6回程度を予定してございます。

高郷中学校については合唱と琴を予定してございまして、こちらについても月1回、6回程度実施したいというふうなことで、現在のと

ころ想定してございます。

参考までに、令和5年度、これから各中学校の生徒や先生方にヒアリングを実施して進めていくことになりますけれども、令和5年度については山都中学校と第二中学校、第三中学校という形で予定してございます。令和6年度については、塩川中学校と第一中学校という形で、年次計画的にこの地域移行ができるような形で事業を進めていきたいというふうな考えでございます。

教育長

最初に長田委員からご質問ありました先生がつくのかということなのですが、将来的には学校の先生とは切り離して考えていきたい。ただ、現段階ではまだ始まりですので、そのような考えで進めております。

では、他にございませんでしょうか。

長田委員

何回もすみません。

18ページ目の上のところで、任期を延長することができるという根拠のところで、活動状況が良好であったと認めるときはとありますけれども、これは、顧問の先生もつかれますし学校でされることで学校での判断ではあるかとは思うのですけれども、生徒さんや保護者さんにアンケートを取ったりとか、そういうことも考えていらっしゃるのでしょうか。行き過ぎた指導ですとか、ないとは思いますが、体罰ですとか、厳しい指導ということも懸念されなくはないと思います。その辺をちょっと伺いたいと思います。

生涯学習課長

任期の継続の部分でございますが、活動状況が良好であったと認めるときは延長することができるということでございますが、現在のところ、そういった先生方や生徒へのアンケートということでは想定してはおりませんでした。その辺の、やはりこの事業の進捗管理、評価等も今後していかなければならないというふうに考えてございますので、その中でどういった評価方式がいいのかも含めて検討していきたいというふうに思っております。長田委員おっしゃったように生徒からのアンケートだったり、先生からのアンケートということも可能かと思っておりますので、その辺は検討していきたいというふうに考えております。

教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

遠藤委員

これは、令和5年あたりから山都中、第二中、第三中学校と増えていくような形になると思うのですが、想定される部活動、どういうところを考えているのか少し教えてください。

生涯学習課長

今後想定される部活動ということでございますが、現在、例えば第一中学校ですと外部コーチということで、第一中学校であればソフトテニス、陸上、第二中学校であればソフトテニス、第三中学校であれ

ば卓球、バレーボール、バトミントン、剣道、塩川中であればバスケットボール、ソフトテニス、バトミントンが、外部コーチが配置して指導を行っている状況でございますが、想定されるものとしてはそれ以外のものという形で想定してございますが、先ほども申し上げましたように、その部分については、今後生徒からのヒアリングだったりニーズ調査等々を介して競技種目を決めていきたいというふうに考えてございます。

教育長

よろしいでしょうか。

これも将来的には、小規模な学校で部活動がなくてもやりたい競技がある場合、例えば野球をやりたい、そういう子供たちが集まって、ある場所で、土日のどちらかでしょうが練習とかができるというような形になっていけば、なおいいのではないかなと。うちの学校はこれとこの部しかないけれども、土日のこういう地域部活動のときには、こっちに参加してみたいというふうになっていくのもいいのかなと考えております。ただ、これから先の運びが難しいのですけれども。その辺も整理しながらきちんと、何か変なわだかまりができたり、そういうことがないように、これから進めていかなければならないなというふうに思っております。

では、他にございますでしょうか。

各委員

<なし>

教育長

それでは、報告第18号についてはこの程度といたします。

以上で報告事項のほうは終わりたいと思います。

6 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

続いてですが、6番のその他に移ります。

教育長及び各委員からということで、私のほうからは後で学校教育課長のほうからございますが、委員の皆様方から何かございませうか。

各委員

<なし>

(2) 事務局から

教育長

それでは、(2)のほうに入ります。事務局からということで、最初に学校教育課長からお願いします。

学校教育課長

それでは私から、まず最初に、適正規模適正配置に係る地区別懇談会の概要について皆様にご報告をさせていただきたいと思っておりますの

で、資料をご準備願います。

かなり厚い資料となっておりますが、1 ページ目をご覧ください。

まず、1 の概要でございますが、保護者説明会は7月21日から8月2日まで、地区説明会を追加しまして8月16日から26日まで、それぞれ市内全ての小学校区17か所で実施いたしました。

2 番で、対象学区別参加人数でございますが、今回地域別説明会ということで右側のところをご覧くださいと思います。

各地区により増減はございますけれども、合計175名の方にご説明を申し上げることができました。

3 番、主な意見でございます。保護者、地域住民それぞれ、統合の方向性に賛同するもの、統合の早期実施を望むもの、学校の存続を望むもの、学校が統合となった場合の通学手段に関するもの、統合パターンの具体的な提案など、様々なご意見を頂戴したところでございます。

保護者の意見の傾向といたしましては、子供の教育上の課題を重視しまして、統合に対して肯定的な意見が比較的多くございました。反面、地域住民の意見の傾向といたしましては、学校がなくなることによる地域の衰退への懸念が強く、統合に対して否定的な意見が多く見受けられたところでございます。詳しいそれぞれ地区ごとの質問とその回答につきましては、別冊として保護者用、そして地域用の別冊でご準備してございますので、時間のあるときにご覧いただければと思います。

今後の進め方でございます。今後、説明会で出された意見を整理しまして、庁内検討委員会や審議会など、各種会議の場において実施計画（案）の検討を進めまして、必要に応じて、ご意見頂戴したものを生かしながら見直しを行っていきたいと考えております。見直し後の実施計画（案）につきましては、保護者へのアンケート、そしてまた、地域説明会などによる意見集約をさらに行いながら、今年度内に実施計画の策定を目指しながら、計画をする検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明会の結果概要につきましては以上でございます。

教育長

ただいま学校教育課長のほうから適正規模適正配置の保護者説明会及び地域説明会の主な概要等について説明ありました。この件について何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

各委員

＜なし＞

教育長

なお、先ほどもございましたように2枚目から、少し細かいのですが、この説明会等のやり取り等が記載されておりますので後でご覧いただいて、何かあるときには教育委員会のほうにご連絡いただければ

というふうに思います。

では、次のことについて学校教育課長からお願いします。

学校教育課長

では続きまして、上三宮小学校の今後の進め方についてご説明をさせていただきますと思いますので、皆さんお手持ちの上三宮小学校で学びませんかというパンフレットと、小規模特認校上三宮小学校オープンスクールのご案内をご準備いただきたいと思います。

まず、上三宮小学校で学びませんかといいますのは、これは来年度の上三宮小学校特認校制度による募集の案内でございます。

あわせて、その募集につきましてPR活動ということでもう1枚の資料のほうですけれども、上三宮小学校で、よく大学でやるようなオープンキャンパス、あれをイメージしていただきまして、オープンスクールを2回に分けて実施をいたします。まず、10月8日土曜日ですが、これはオンラインの英会話の学習の見学、プログラミング学習成果発表会、そして少人数指導、通常の複式学級の見学等を保護者の皆様等に見ていただくという機会でございます。第2回目といたしまして10月22日土曜日、これも午前中でございますが、学習発表会、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。その中では、これまで英語について学習してきたその強みを生かしまして、英語による劇を発表するというようなところもございます。そしてまた後半には、会津大学から先生をお呼びしたICTに関わる講演会なども皆様にご提供するようなイメージで進めております。

なお、この募集に当たりましては、今皆様にお渡しした2つのセットを、各小学校の保護者様、そして未就学の保護者様、そして各こども園等の保護者の皆様に、それぞれ印刷して配布をしながらPR活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

小規模特認校に関するご報告は以上でございます。

教育長

上三宮小学校の件について今説明ありましたが、この件について、委員の皆様方からご意見等ございましたらお願いいたします。

各委員

<なし>

教育長

なお、最後にありましたように10月8日と22日、オープンスクールという形で、ここに記載されているような内容であるわけなのですが、もし委員の皆さんにも時間があれば見ていただければ、より分かるかなと思います。参加は自由ですので、よろしくお願いいたします。

では次の件についてお願いします。

学校教育課長

それでは続きまして、いじめ・不登校の現状につきましてのご報告をさせていただきますと思いますので、令和4年度第1学期喜多方市立小・中学校いじめ・不登校の現状についてというプリントをご準備いただきたいと思います。

まず最初に、いじめについての報告でございます。

いじめの現状でございますが、この表の一番下の部分をご覧ください。令和4年度1学期で小学校137件、中学校18件、合計155件という数でございます。認知件数でございます。

内容といたしましては、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる83件、軽くぶつかる、遊ぶふりをしてたたき、蹴る等46件、仲間外れ、集団等による無視14、パソコンや携帯で誹謗中傷9件等でございます。

幸いにも、こちらのほうにつきましては重大事案に至ったケースは今回ございませんので、それぞれ学校で教員と、そしてまた保護者と、場合によって保護者と子供等と相談をしながら、懇談をしながら解決を図っているところでございます。

いじめの未然防止につきましては、やはり初期対応ですとか学校として組織で対応する、そしてまた、保護者への事実や指導方針等をきちんと説明をしながら、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。現段階で、大きないじめで話題となっているところはない状況でございます。

では、その裏をご覧ください。

続きまして、不登校の現状でございます。

(1)といたしまして、令和4年度の7月までの、まず小学校の合計ですが、表の右側が小学校になっておりますが、その月の一番下のところをご覧くださいと、4月時点で10人だった、5、6、7月と小学校においては現在11名の不登校をカウントしているところでございます。右側の表の上半分をご覧ください。中学校でございますが、中学校はやはり人数が多く、4月時点で32名だったものが、現在7月で43名というような内容で、校別割合はこの記載のとおりでございます。合計いたしますと、小学校中学校合わせまして54名の子供たちが、現在喜多方市では不登校の状況となっているところでございます。

その下、昨年度までの不登校状況というところでございますが、残念ながら平成27年が一番下の下段となっておりますけれども、増えたり減ったりはしておりますが、大きく、今回令和3年度あたりから増加しているというのは、本当にこう、対処必要な、そういう状況となっているところを、今後、教育委員会といたしましては様々に対応してまいりたいと思います。

その対応の仕方といたしましては、下の(2)に記載ございますように、まずは不登校をこれ以上増やさないための学校づくり、心の居場所づくり、そうした役割を学校の中でしっかりとつくっていく。そ

れから、発達段階に応じたきめ細かい配慮ですとか、3つ目といたしましてはやはり学習ですね。学習の授業の中で、子供たちが生き生きと自分の考えを発表できるような、そのような授業をしっかりと行いながら、子供たちの意欲を支え、そして習熟度を高めてまいりたいと思っております。

また、あわせまして、CS等も今回全ての学校であるところから、そうした開かれた学校づくり等も考え合わせまして、様々な方にこうした課題を共有しまして、皆さんで地域と一体となって解決を進めてまいりたいというふうに思います。

(2)といたしまして、不登校児童生徒に対しての指導はということですのでけれども、まずは校内においての組織的な対応というところが、まずは重要かと思っております。学校内外のコーディネーター的な役割を果たす不登校対応担当の明確化ということで、生徒指導担当でありますとか、それをつなぐ組織としまして学年主任等も併せまして、全体で関わっていききたいというふうに考えております。3番目に養護教諭の役割というのも、実は非常に重要なところでございまして、保健室あたりが心の居場所となっているような児童生徒もおりますので、そうした養護教諭との連携、そしてまた、スクールカウンセラーとのつながりをしながら、児童生徒当事者、そして保護者、保護者も悩んでいるところが実は多いので、そうしたところも対応してまいりたいと思います。

そしてまた、情報共有をしっかりとするためにも個別支援計画をそれぞれ立てながら、この子供に対してはどのような支援体制が有効であるのかというところを、それぞれ検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

いじめ、そして不登校に関する報告は以上でございます。

教育長

ただいま、いじめと不登校に関して説明ありましたが、この件について何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

長田委員

いじめの対応のことなのですが、ちょっと今日、私資料を持ってくるのを失念してしまって大変残念なのですが、9月18日の読売新聞見られたかと思うのですが、第1面に、あと26面にもですが、もう本当に一番最初のところにいじめ問題に対して、教育委員会の担当部署が教員出身者の割合がすごく高いのが問題であるというふうなことが書かれていまして、それは、身内意識から内部隠蔽につながるようなことが書かれていたのですが、もちろんいいところもありまして、現場のことを熟知してすぐ指導ができるとか、現場にすぐに駆けつけていただけるとか、そういうことももちろん書かれていましたけれども、やはり、私はこういうところに来させていただいて、喜多方

市の教育委員会の皆様がきめ細やかに誠実に対応されていることに本当に心を動かされているような次第ですけれども、そういった記事を読まれた市民の方などは、果たしてうちの教育委員会どうなっているのというふうな感じを持たれるのが、一般的な感想じゃないかなというふうに思ったのです。

それで、教育委員会の中で教員出身者の方ももちろんいらっしゃるが大変心強い思いではありますけれども、どれぐらいの割合でいらっしゃるのか、そのパーセンテージでどうのこうのと一概に判断はできないのですが、実情としてどれぐらいの、何人中何人ぐらいの方が現場の先生でいらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思いました。

学校教育課長

私たちの部署は、教員出身者の教員席と、あと行政席と2つ分かれておりまして、全体で15名おりますけれども、そのうち教員は5人でございます。校長経験者が3名、教頭経験者が2名ということで組織させていただいております。

長田委員

すみません、補足しますと、先ほどの数字は全国の主要都市、政令都市なども合わせて主要都市110くらいだったと思うのですが、読売新聞が独自に調査した数字を挙げてあったのですが、かなり今までの重大事態に陥った例を挙げて、そういった実情があったということをつなげて、かなり問題視するような書き方であったので、いろんな行政、あるいはいろんな対応ができる方がいらっしゃるのはいへん心強いと思いますし、初期対応が本当に大事だと思いますので、重大事態にならないようにというふうに願っております。

そして、私たち教育委員のほうには、どういう段階でいじめの発生について話が来るのか、お尋ねしたいと思います。

学校教育課長

いじめといいましても様々な種類がございます、本当にからかい程度のものから、金品をたかたりけがをさせたりというような、そうしたものがたくさん混在しているところでございますが、教育委員会といたしまして皆様にご報告というのは、まずは、その教育委員会の中でどうしてもこれはこの中だけでは処理できない、いじめ対策委員会を開いて、その中で有識者を呼んで、そして話し合いをしなければならぬというような、そういう事態になれば、重大事態とならなくても皆様にはご報告をしながら、ご意見を頂戴しながら進めるべきだというふうに考えております。

現段階におきましては、まだそうした報告はないので、安心してはいけないのですけれども、そういう事態にはなっておりませんけれども、今後、何があるか分からないのが今のご時世ですので、そんなところがございましたら、皆様にもご相談差し上げながら、ご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い

教育長

をいたします。

いじめ問題に関しては、日本の法律のいじめ防止対策推進法、それを受けた形で、いわゆる指導法でもいじめ対策の要綱などそういうものを決めてあります。その中で市のほうでは、今言ったように法律を受けた形で対応を決めているわけなのですが、年に2回、いじめ問題の協議会で、いわゆる関係機関の方も交えて呼び出して、話し合いをしています。さらに、その中で対策委員会ということで、いわゆるさらに専門性の高い人を呼んで話し合う、そういう場があります。これが今まであまり機能していなかったのが、今年度から機能させていきたいと考えており、さらに、重大事案でなかなか解決的にも事実関係的にも難しいといった場合には、第三者委員会というのを立ち上げるようになっています。

やっぱり初期の対応については、学校の内部に対して非常に詳しい、先ほど5名の教員経験者ということであったのですが、それの者が対応していくといった形を取っているのが、一般的にはおそらく、教育委員会は何となく事実隠ぺい体質じゃないのかとかとよく言われてしまう。ただ、いじめ問題というのは非常に複雑で、いわゆる今の法律でいうと加害者、被害者というふうになってしまう、このこと自体も少し難しいのですけれども、加害者であろうが被害者であろうが人権があるわけで、家族もいるわけで、個人情報保護という部分に関しましては、これは非常にデリケートな問題でなかなか難しいところではあります。

一般的にどこの誰ですかと簡単にマスコミは言うのですが、そんな簡単に公表できるものではないわけで、ましてや、いわゆる子供さんもいるわけですから、そういったことで結局事実的なものが本当に表に出るのが遅れてしまう。でも、それは隠蔽ではないのですね。その辺が、やっぱり携わってもらわないとわからない部分もありますし、先ほど言ったように学校関係者が教育委員会にいるから、逆に言うことで済んでいるというふうに我々は思っています。対応もやはり、その点はある程度素早いといいますか、そういうところもありますので、なかなか一概にこうしなさいと言われても難しいのですけれども、第三者委員会のないいわゆる他の部署での、例えば警察官であったり、別な意味で言うとスクールソーシャルワーカーの方であったり、そういった方をお呼びしての委員会がいいかというののもなかなか難しく、これにも議論がありまして、とにかくみんなで協力して学校をいい環境にしていけばいいというふうに私は考えています。子供たちが、学校が楽しくて仕方ない、学校に行きたいというそういう気持ちになって、そういう学校づくりが一番大切なのだろうというふうに思

っておりますし、そんな形で各学校には指導もしております。その辺もご理解していただければというふうに思います。

他にございますでしょうか。

各委員

＜なし＞

教育長

では、次の案件をお願いします。

学校教育課長

それでは、続きまして昨今の、最近のコロナ感染者の報告をいたします。

前回、定例教育委員会が開かれてから、学年閉鎖や学校閉鎖については行われておりません。それでも、9月でいいますと9月13日火曜日に本当に報告が非常に多くて、17名ほどその日はありましたが、それ以降どんどん感染者数が減ってまいりまして、昨日あたりは2名というような状況で、今のところ、9月の中旬から下旬に向かいまして非常に減少傾向にありまして、喜んでいるところでございます。

今後、これから第8波なんていうようなことをニュースでは言われておりますので、ぜひ今後とも気を緩めることなく、感染対策につきましては十分進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

教育長

なお、付け加えまして、昨日もニュースでやっていましたが、オーストラリアがそうですが、インフルエンザも非常に流行の兆しがあるということで、コロナとインフルエンザのいわゆる2つのウイルスでの感染予防といいますか、その辺は徹底してこれから図っていかねばならないというふうに考えています。

今、コロナのことでありましたが、ここについて何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

長田委員

すみません、学校のホームページなどの写真を拝見すると、以前購入されていた各児童さんの机のパーティションが、飛沫防止のパーティションがあまり使われているような印象がなくて、感染者数も減っているということで大変喜ばしいことではあるのですが、やはり指導の形態ですとか、先生方が机を回ったりですとか、あと見にくかったり閉塞感があったりとかいうこともあって、やはり現場としては使いにくくて使っていないという状況があるのでしょうか。今後、増えた場合はそういうのをやはり見直して使うということなのか、やはりしゃべらなければ、気をつけられなくてもいいというようなことになっているのか、現場はどういう状況の判断なのかお聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長

パーティションにつきましては、去年の3月下旬から使い始めて、それぞれの学習の形態に応じて、授業では使うようにしていただいております。といいますのは、例えばグループで話し合うとか一斉に教

えていただく、そういうような机の配置等によっては、やはり必要な状況もございますので、学習の形態に応じた使い方、そして最も重視しておりますのは、やはり今の感染はやはり食事中が一番多い。給食については100%使っていただいております、それぞれガードをきちんとやった上で給食は黙食というところを徹底しておりますので、そういう意味においては、多少使いづらいところは、そういう声もちろん聞こえてきますけれども、やはり子供の健康安全が一番ですので、そうした意味においては給食において100%使っていただくというところは、今後とも重視しながら進めてまいりたいと考えております。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

＜なし＞

学校教育課長

それでは、ご案内を1つさせていただきたいと思います。

これから皆様に、「夢」実現事業と子ども議会のご案内につきましては、教総課長のほうからお話あるかと思っておりますけれども、本日皆様に子ども議会の招待状をお持ちしておりますので、後ほど配付をさせていただきますので、お時間がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

教育長

その他については以上でよろしいでしょうか。

長田委員

「夢」実現事業についてなんですが、これは、講師の先生は市内出身の方ですとか、ゆかりのある方というふうにこだわって決めていらっしゃるのか。あと、実行委員ということで質問等、各学校の生徒さんが実行委員ということで質問などされていたようなところもあるようなのですが、当日のみならず、講演の実現のために実行委員が準備ですとか、その後のまとめというのですかね、そういう前後の活動ですとか、実際にこの事業をするために、生徒さん、実行委員自体の関わり方というのはどの程度なのか。キャリアとか体験ということで、あえて生徒さんにいろいろやっていただくということを含めているのか、お聞きしたいと思います。

学校教育課長

まず、最初のご質問でございますが、講師の選定にあたりましては、地元の方を最優先して進めております。例えば、昨年度でしたら菅家ひかるアナウンサーで、今年は喜多方市の松山町に住んでいらっしゃいます長泉寺の油谷充恩さん、住職の方でいらっしゃいます。この方は、若い頃にイタリアのほうでオペラを活動されるなど、小さい頃から音楽活動に関する夢を追い続けてきた住職さんでいらっしゃいます。今回は講演の中で、そうした子供の頃からずっと夢を持ち続けることの大切さや、どのように実現されてきたのかなど、オペラを交えまして喜多方プラザで講演いただくものでございます。

2つ目に、実行委員会としての子供たちの関りですけれども、なかなか子供たちに最初の企画のところから関わっていくというのは、現在できていないところです。やはりこちらのほうで講師選定をしながら、こうした打合せをしながらというところで、子供たちをお願いをしているのは各校の代表による司会進行ですとか、お礼の言葉ですとか、現段階ではそうしたことしか、内容的に企画のほうまで関わっている児童生徒の役割はないところでございます。この「夢」実現事業の内容を考えますと、もっともっと子供たちに関わっていく部分があればさらにいいのかなというふうに、今委員の話を聞いていて実感したところでございますので、今後、そうしたところもできる限り検討しながら進めていければと思います。

教育長
各委員
教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

くなし>

それでは、その他のほうこれで終わりたいと思います。

7 連絡事項

(1) 令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長

続いて、7番の連絡事項に移ります。

(1)として、令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等についてとありますが、その他も含めて最初に教育総務課長からお願いします。

教育総務課長

19ページのほうお開きいただきたいと思います。

令和4年度の教育委員会の会議の開催日程については、記載のとおりでございます。なお、8月にお示しをしました内容から、来月10月20日の定例会の開始時間、それから場所のほうを変更とさせていただきますので、お願いしたいと思います。10月20日の教育委員会のつきましては、上三宮小学校で実施のほうをいたします。会議の開始時刻につきましては午前9時30分、会議の終了後には、上三宮小学校のオンライン会話レッスン授業の視察を実施したいというふうに予定しております。こちらのほうへの参加についてもお願いいたします。この内容につきましては、小規模特認校であります上三宮小学校の特色ある教育活動といたしまして、オンラインによる一対一の対面式英会話授業を今年度から実施しております。その授業が午前10時30分から開始されますので、その授業の様子を見ていただきたいと思いますのでございます。

そのほかの日程につきましては、変更はございません。

次に、その下になります。今後の日程についてでありますけれども、

記載の 8 件になります。

まず、一番上になります。教育委員の視察研修、来る 9 月 29 日午前 9 時 45 分からになります。こちらの当日の行程等につきまして、本日机の上に通知を配付させていただいております。

その下になります、同日午後 2 時から喜多方っ子の「夢」実現事業を喜多方プラザにおいて開催いたします。こちらは既に委員の皆様には通知のほう差し上げております。

その下になります。子ども議会についてですが、10 月 20 日、26 日、11 月 2 日、4 日、7 日の 5 日間にわたり開催をいたします。この通知につきましては、会議終わりましたら学校教育課のほうから配付をさせていただきます。

10 月 27 日ですが、午後 2 時から、県市町村教育委員会連絡協議会耶麻支会秋季研修会が西会津町役場で開催されます。出席のほうお願いしたいと思います。なお、この通知につきましても、本日机の上に配付のほうしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

ここに記載はありませんが、追加で日程のほうをお願いしたいと思います。10 月 28 日金曜日になります。午前 10 時から総合教育会議を開催したいと考えておりますので、26 日子ども議会、27 日研修会がございまして、連続になりますが、ご予定のほうよろしくをお願いしたいと思います。なお、場所と正式な通知につきましては、後日お送りのほうさせていただきます。

連絡事項につきましては以上になります。

教育長

最後にありましたように、10 月 28 日の 10 時から総合教育会議ということで追加になりますので、よろしくお願いします。

日程等については、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

各委員

＜なし＞

教育長

では、ほかに事務局からありましたらお願いします。

事務局

＜なし＞

教育長

最後に、委員の皆様方から何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

各委員

＜なし＞

教育長

それでは、全ての案件終わりましたので、以上で本日の 9 月教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 大 森 佳 彦

二番委員 遠 藤 一 幸

四番委員 長 田 聡 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

